

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

名張まちなか再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

名張市

3 地域再生計画の区域

名張市の区域の一部（名張地域）

4 地域再生計画の目標

（1）地域の現況

本市は、昭和 29 年 3 月に市政を施行。三重県の再西部に位置（面積 129.76 k m²）し、近畿・中部両圏の接点にあることから、名張地区既成市街地（以下、「名張地域」という。）を中心として、古くは万葉の時代から東西往来の要所、宿駅として栄えてきた。江戸期からつづく中心市街地の周辺に農山村地帯が広がり、日本の滝 100 選や森林浴の森 100 選、日本の名水 100 選などに指定される赤目四十八滝や香落溪など自然豊かな景勝地にも恵まれている。

昭和に入ってから、近鉄大阪線が開通し、昭和 40 年代以降に大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げた。市制発足当時 3 万人であった人口も 8 万 5 千人を超えるなど急激な発展を遂げてきた。

しかし、近年は、社会情勢の変化により 2009 年 4 月 1 日の人口統計では、人口が 80,595 人となるなど、減少傾向にある。

（2）地域の課題

昭和 50 年ごろまで南伊賀の商業の中心として栄えてきた名張地域も、現在は商業の空洞化、人口の減少、高齢化が進み、活気や賑わいが感じられなくなっている。

一方、名張地域には名張藤堂家邸や宇流富志禰神社などの歴史文化資源があり、お祭りや花火といった伝統行事、まちなかを流れる築瀬水路、まちを取り巻く名張川などの自然資源にも恵まれている。

こうしたなか、平成 16 年 9 月に市が実施したアンケート調査では、約 65%の市民が名張市の顔として名張地域の個性化を進めることが必要との回答があった。また、新しい住宅地に住む市民からも、名張市が第二のふるさととなるように名張地域の個性化が期待されている。このような期待に応えるために、市民から愛着をもたれるまちとしての顔づくり、市民が集い交流するまちづくりを進める必要がある。

（3）地域再生計画の目標

名張地域には、市民が訪れ、働き、そしてさまざまな人が暮らしている。また、歴史文化資源や自然に恵まれた環境を持っている。このような多様な性格を持つ名張地域の特徴と上記の課題を踏まえ、目指すべき将来地域像を以下の①～④のように設定する。

① 誇りある地域資源を活かしたまち

名張地域にある地域資源を活かして、名張らしさにこだわり、市民にとって誇りのもてるまちをつくる。住民にとって誇りのあるまちと暮らしの風景を再生することは、地域外の市民にとっても訪れたい魅力的な町づくりにつながる。

- ・ 歴史資料館で集客力のあるイベントを年 10 回以上開催

- ・平成20年度7万人である観光客を平成25年度末10万人とし、3万人以上の増加を目指す。

② 豊かな自然を大切にすまち

歴史文化資源に恵まれた名張地域は、まちなかに築瀬水路が流れ、周囲を名張川や山々に取り囲まれることによって名張らしい風景をかたちづけている。名張の風景は名張川や築瀬水路を生活水として利用したり、水遊びに使ったり、環境水として活用してきた人と自然との関係の中で培われたものである。このような暮らしに根付いた自然を大切にすまちをつくる。

- ・名張川と親しむためのイベントを年1回以上開催
- ・青空市を月1回以上開催
- ・平成20年度7万人である観光客を平成25年度末10万人とし、3万人以上の増加を目指す。

③ 市民が訪れる賑わいのあるまち

市民がさまざまなかたちで関われる新しいタイプの商業や市民活動の場など、名張地域の住民と地域外に住む市民が交流する機会と場を提供することによって、市民が訪れる賑わいのあるまちをつくる。また、名張地域の地域資源を活用した魅力的なまちづくりを進めることによって、市民がまちなかを回遊する風景を再生する。

- ・なばりかいどういち 隠街道市等の実施による町の活性化により、平成20年度7万人である観光客を平成25年度末10万人とし、3万人以上の増加を目指す。
- ・空き店舗を活用したパイロット事業を年1店舗以上で開催する。

④ 人と人が関係を持ちながら楽しく暮らせるまち

名張地域は住民の暮らしの場であると同時に、仕事や学校、市民活動などで訪れる市民などさまざまな人が交流する場でもあり、若い人や高齢者が触れ合う場でもある。高齢化が進む名張地域では高齢者の自立した暮らしづくりが課題となっているが、人と人が交流する中で生きがいを見つけたり、支えあう関係をつくることによって、誰もが楽しく暮らせるまちをつくる。

- ・担い手育成のための講座を年7回以上開催
- ・市民活動団体等との交流会を年3回以上開催
- ・計画期間内でU J I ターン者100人の確保
- ・計画期間内で新規の市民活動団体20組の確保

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

名張地域を対象とした行政の既存計画や民間の構想を素材にして、将来地域像を実現するために効果的なプロジェクトについて整理を行う。その結果、4つの将来地域像に対応して、歴史拠点、水辺整備、交流拠点、生活拠点に係るプロジェクト、また各拠点および名張藤堂家邸などの既存の地域資源を結びつける歩行者空間の整備を進める。

また、地域再生のためには、ハード面だけでなくソフト面である人づくりが不可欠である。そのため、地域住民と行政だけではなく、他地域の住民やまちづくり組織、市民活動団体、事業者など、多様な主体がそれぞれの役割分担のもと協働によりまちづくりを進め

ていく必要がある。そこで、参画主体のスキルアップはもちろん、各主体間の連携促進、中間支援組織の育成なども合わせて行うことが求められている。当面の目標として人が交流する「^{なぼりかいどういち}隠街道市」を人材育成の場として位置づけ、計画的に各事業を推進していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 その他の事業(基本方針に基づく支援措置)

(1) 支援措置の番号と名称

【B2001】官民パートナーシップ確立のための支援事業

(2) 実施主体

名張地区まちづくり推進協議会

(3) 事業内容

^{なぼりかいどういち}隠街道市を集大成イベントとして、それに向けて、市民活動団体等を対象に、行政とともに交流会や講習会などを行う。それにより、団体等の活動・連携をさらに高め、^{なぼりかいどういち}隠街道市へのさらに多くの市民の参画へとつなげることで、名張地区を「名張のまちな顔」として、より効果的に市内外に発信することを目指す。

①^{なぼりかいどういち}隠街道市の実施運営

名張地区の住民だけでなく、他地区の住民の参画の下、空き家や空き店舗、名張地区の地域資源を活用した集客力のあるイベントを開催する。

(支援措置効果：平成20年度観光客数1万人→平成21年度観光客数2万人)

②地域デビュー講座

団塊の世代の大量退職に伴い多様な能力を持った人材が^{なぼりかいどういち}隠街道市に参加する見込みである。この人材をまちづくりに誘うことを目的とした講座を開催する。

(支援措置効果：平成21年度講座参加者数100人の確保)

(支援措置効果：平成20年度観光客数1万人→平成21年度観光客数2万人)

③市民活動団体等との交流会・講演会の開催

さらに多くの他地域の市民活動団体等の参画を得るために、^{なぼりかいどういち}隠街道市の趣旨の説明や、専門のコーディネータによる団体同士のマッチングを行うための交流会を開催する。

(支援措置効果：平成21年度交流会参加者数200人の確保)

(支援措置効果：平成20年度観光客数1万人→平成21年度観光客数2万人)

④中間支援組織育成研修会

名張地域をはじめ、各地域の地域づくり委員会などを対象に、市民活動団体等への中間支援組織としての役割を担うために必要な知識を得るための研修会を開催する。

(支援措置効果：平成21年度研修会参加者数50人の確保)

(支援措置効果：平成20年度観光客数1万人→平成21年度観光客数2万人)

5-3-2 その他の事業(支援措置によらない独自の取り組みなど)

① 歴史拠点の整備

「誇りある地域資源を活かしたまち」を実現するために、歴史的環境や伝統文化を大切にしたまちづくりを進める。

名張地域にはたくさんの歴史文化資源があるが、点在しており、空き家や空き地も増えてきたため、まとまったまちの印象に欠けている。そこで、名張藤堂家邸ともうひとつの歴史拠点を整備し、その間にある名張らしい風情をもつ町並みを再生する。また、語り部などの人材育成に努め、市民に向けて名張地域の情報発信につとめる。

② 水辺の整備

名張地域の将来像のひとつである「豊かな自然を大切にするまち」を実現するために、このような水辺を感じながら歩ける水路や散策路の整備、名張川の存在が感じられる水辺の整備、また水に関わるこどもや市民との交流を促進する。それにより、暮らしの水の関わりや水辺を歩く人の姿を取り戻し、賑わいを復活させる。

③ 交流拠点の整備

「市民が訪れる賑わいのあるまち」を実現するために、名張らしさにこだわってまちの魅力を高める。また、名張地域だけでしか手に入らないものやサービスを扱う商業や市民活動の場を提供する。市民が来街するきっかけとなる機会や場を提供することによって、市民が来街するまちの再生を目指す。

④生活拠点の整備

名張地域の地域福祉事業をコーディネートする地区保健福祉センターと、町単位に福祉を中心とした交流施設を整備し、連携して地域福祉を実践する。高齢者や子育て中の人、学生、子どもなどさまざまな人が交流し、支えあい、健康で自立した暮らしが可能なまちをつくる。また、地域福祉の担い手を育成・発掘する。

6 計画期間

認定の日から平成 26 年 3 月末日まで

7 目標の達成に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。また、その結果については、市広報紙やホームページ等を通じて広く周知する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし